

2014年7月15日

一般財団法人日本臨床心理士会
会長 村瀬嘉代子 様
臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代 様

香川県臨床心理士会
会長 黒河内美鈴

公認心理師法案への対応に関する要望書

平素より当会の活動についてご支援をいただきまして有難うございます。また、心理職の国家資格化に関しまして、これまでのご尽力に深謝申し上げます。

このたびの公認心理師法案に際しまして、当会は暫くその推移を見守ってまいりました。しかし、以下の二点につきまして次の理由で重大な懸念があり、当会と致しましてはどうしても納得できないことから、修正に向けて対応下さいますよう要望いたします。

1. 法案第7条の2「学部を卒業したのちに、省令で定める施設において省令で定める期間以上業務に従事したもの」にも受験資格を与える規定について、「学部卒」は現任者に限り、受験資格は大学院修了者にしていきたいこと。

<理由>

公益社団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士資格は、大学院の修士課程の修了と一定の心理臨床経験を要件とし、欧米諸外国の資格に匹敵する高度な専門職の資格です。臨床心理士は、心理職として既に四半世紀にわたり国民の間に浸透し、医療・保健、福祉、教育、産業、司法・矯正、被害者支援など広い領域で活動の実績があります。しかし、公認心理師法案では、学問的基盤として対人援助の学としての「臨床心理学」を基幹にしておらず、ただ「心理学」を修めた大学学部卒業業者でも受験資格を得られます。これでは、臨床心理士と同程度の対人援助職の資質を維持することは全く期待できず、国民への専門的な心のケアの質を保証・担保するどころか、かえって多大な不利益をもたらす可能性もあります。

さらに、国や公的機関、学校なども心理職の任用に、臨床心理士ではなく公認心理師が優先されると考えられます。そこで、雇用面でもさらに厳しく不遇なものとなることの危惧や、学部卒でも取得できる資格であると、雇用条件のさらなる低下も深く懸念され、将来の臨床心理士の死活問題にも関わることを憂慮しております。

2. 法案第 42 条の 2「業務を行うに当たって、主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」ことを定める規定について、言語聴覚士や精神保健福祉士と同様に「医師の指導」に変更して頂きたいこと。

<理由>

この第 42 条第 2 項は、公認心理師の専門性が不十分であることから医師がその専門性を補わないといけないという趣旨の明文化といえます。一方、第 42 条は、医師の非医療機関の心理師に対する指示は、命令性や強制性のない指示だという解釈も可能ですが、法律である限り、明白な権利義務関係を規定するものであり、医師が指示権をもつことには変わらないと考えられます。いったん指示が出れば、それがいかに妥当性のないものであったとしても心理師にはそれを受け入れる義務があることを意味します。このように指示事項は、心理の専門性の不十分さ、そして医師に従属する必要があることを法文化したものと考えられます。これでは、25 年以上にわたる臨床心理士の歴史と実績が大きく損なわれたも同然で、心の専門家としての活動が大きく制限されることは看過出来ません。

また、これまで医療の資格法の中で使われてきた「医師の指示」は、医師が診療の中で診療の補助を行う職種に指示を出す場合に限定して用いられてきたと思われます。ところが、公認心理師法案における「医師の指示」は医療に限定されていないので、法令間で大きな齟齬を生じさせます。

さらに、現在、医療提供施設内においては、心理職が医師の指示あるいは指導のもとで業務を行っており、国家資格化の後も同様に業務を行うのは当然のことですので問題は生じないと考えますが、医療以外の現場では、大きな混乱が生じることが予想されます。クライアントの援助に携わっている関係者と連携をはかることは、クライアントにとってより良い心理的援助を行う上で当然のことであり、医師のみならず、学校教員、福祉職、保健師、行政関係者、職場の衛生安全管理者などと連携をとりながら、臨床心理士はその業務を行って参りました。しかし、医師からの指示のみを義務付けることで、それぞれの領域における心理的援助の独自性が損なわれるだけでなく、クライアントならびに国民の方々が、援助サービスを自由に選択する権利が侵害され、不利益が生じることを強く懸念しています。また、医行為でない臨床心理行為に対して、しかも他施設の心理職に対して指示を与えることは医師の側から考えても困難なことであり、責任の所在の問題も発生すると思われます。

以上のことにより、現在の臨床心理士受験資格をモデルとし、既存の臨床心理士資格養成制度が損なわれることなく更なる発展を担え、また、真の国民の福祉を実現する内容となるよう公認心理師法案の修正への対応を要望いたします。